

有効期間

適用する運賃の最大有効期間。特別運賃の場合、個別に特に規定がない限り、最後の途中降機地点からの帰路の旅行を開始できる最終可能日を規定している。

普通運賃の場合、最後の区間の旅行開始日。

下表に従い算出した有効期間満了日の24時までに、最後の途中降機地点（折り返し地点も含む）からの復路の旅行を開始しなくてはならない。ただし、運賃種別は最後の区間を有効期間満了日の24時間までに開始しなければならない。

●有効期間

	日数の数え方	例		
		表示例	旅行開始日	有効期間満了日 (その日の24時までに最後の途中降機地点から出発できる)
X日発・開始	旅行開始日の翌日から数えてX日目	14日発・開始	7 / 1	7 / 15 (1 + 14 = 15)
		45日発・開始	7 / 1	8 / 15 (1 + 45 - 31 (7月は31日) = 15)
X週間発・開始	旅行開始日から数えてX週間目の同一曜日	3週間発・開始	10 / 15	11 / 5 (3週間目の同一曜日)
Xヵ月発・開始	旅行開始日から数えてXヵ月目の同一日 (旅行開始日が月末の場合はXヵ月目の月末となる。)	1ヵ月発・開始	7 / 1	8 / 1 (1ヵ月目の同一日)
		"	7 / 30	8 / 30 (")
		"	6 / 30	7 / 31 (1ヵ月目の月末)
		"	1 / 30・31	2 / 28 (29) (")
		"	2 / 28 (29)	3 / 31 (")
		3ヵ月発・開始	7 / 15 11 / 30	10 / 15 (3ヵ月目の同一日) 2 / 28 (29) (3ヵ月目の月末)
1年発・開始	旅行開始日から数えて1年目の同一日	1年発・開始	7 / 1	7 / 1 (1年目の同一日)